

# 令和4年第2回川西町 議会定例会会議録

令和4年6月15日 水曜日 午前10時15分開議

議長 鈴木 幸 廣      副議長 伊 藤 寿 郎

## 出席議員（13名）

1番 井 上 晃 一 君	2番 遠 藤 明 子 君
3番 渡 部 秀 一 君	4番 寒 河 江 司 君
5番 吉 村 徹 君	6番 島 貫 偕 君
7番 伊 藤 進 君	8番 神 村 建 二 君
9番 橋 本 欣 一 君	10番 淀 秀 夫 君
11番 高 橋 輝 行 君	13番 伊 藤 寿 郎 君
14番 鈴 木 幸 廣 君	

## 欠席議員（0名）

### 説明のため出席した者

町 長 原 田 俊 二 君	副 町 長 山 口 俊 昭 君
教 育 長 小 林 英 喜 君	総 務 課 長 大 滝 治 則 君
安全安心課長 後 藤 哲 雄 君	財 政 課 長 坂 野 成 昭 君
まちづくり課長 安 部 博 之 君	政策推進課長 遠 藤 準 一 君
会計管理者・ 税務会計課長 有 坂 強 志 君	住 民 課 長 近 祐 子 君
福祉介護課長 原 田 智 和 君	健康子育て課長 小 林 俊 一 君
産業振興課長 井 上 憲 也 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局長 内 谷 新 悟 君
地域整備課長 奥 村 正 隆 君	教育文化課長 金 子 征 美 君
農業委員会 会長 大 沼 藤 一 君	監 査 委 員 嶋 貫 榮 次 君

財 政 主 査 石 田 英 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大 友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 4 号)

令和4年6月15日 水曜日 午前10時15分開議

日程第 1 議第48号 川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例を廃止する条例の設定について  
から議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)  
までの付託議案の審査報告について

(総務文教常任委員会委員長)

(産業厚生常任委員会委員長)

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 議第50号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第2号)

日程第 3 議案の委員会付託

日程第 4 付託議案の審査報告について

(予算特別委員会委員長)

日程第 5 発議第6号 議員の派遣について

日程第 6 請願の審査報告

請願第2号 町道岡之在家高橋線歩道及び歩行空間の改善についての請願

(産業厚生常任委員会委員長)

日程第 7 発議第7号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回川西町議会定例会第15日目の会議を開きます。

(午前10時15分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎議第48号 川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例を廃止する条例の設定についてから議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第48号 川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例を廃止する条例の設定についてから議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該6議案については、本定例会第1日目の6月1日本会議において、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長井上晃一君。

1番井上晃一君。

(総務文教常任委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、私より総務文教常任委員会付託議案の審査の結果を報告させていただきます。

総務文教常任委員会付託議案審査報告書。

令和4年6月1日、第2回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

審査日程、議案説明のため当局より出席した者は記載のとおりであります。

3、付託議案、別紙議案付託表のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第48号 川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例を廃止する条例の設定について。

川西町立玉庭小学校寄宿舎を廃止するため制定する旨の説明を受けた。

以上、本議案について当局の説明を受け、慎重に審議した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 委員長、予告なしで申し訳ないんですが、委員長に対する質問だから、事務方に振るということは好ましくないんだよな。そういうことも踏まえて、若干、事務的なことにもなるかですが、これ、大変歴史あるものだと思うんです。大きな歴史を背負っているというか、私、正直、大変申し訳ないけれども、まだあるんだよな。時間を取って、私も議員の一人として、現物というか現地を、歴史的な瞬間というか、見る責務が私も議員の一人としてあるというふうに今思っ、なかなか時間が取れないので、同僚議員に聞いたら、あるということですから、議員活動で見べきであるし、見に行こうというふうに思っておるところです。

そこで、委員長ね、お尋ねしたいんですけども、そういう歴史、非常に分厚い歴史があると思います。これらについての審査の際に、そういうことについて説明を求めたり、あるいは当局から説明がありましたか。

○議長 井上委員長。

○総務文教常任委員会委員長 現在は使用されていないという報告に、議員一同納得したかな

というような状態で、特に説明は求めておりません。

○議長 高橋輝行君。

○11番 井上議員とも、ある意味同じ会派、十四郷クラブの会派ではありませんけれども、十四郷クラブの島貫 偕代表議員、あるいは淀 秀夫議員、私と3人でおるわけでした、陰に陽に無所属になられたので、井上議員ともある意味十四郷クラブと行動を共にして考え方を一緒にする場面が多いので、突然の質問で、大変、委員長失礼ですけども、私は、今、そういう説明も求めなかったと、井上委員長でないよ、いわゆる総務文教常任委員の皆さんの中に、誰一人そういう歴史を、説明を事務方にも求めなかった、さらに、事務方も、その説明もしなかった、これは、私は非常に、違和感というよりも大事なところだったのでないかというようにお尋ねするわけですが、2回目です。今一遍聞けるわけですが、まず、ご答弁をいただいてから、3回目の質問を考えたいと思います。

○議長 井上委員長。

○総務文教常任委員会委員長 我々の委員会には十四郷会の大先輩、淀先生もいらっしゃるわけですが、特に問題の提起であったり、そういった説明を求めるといったような声も、

先生をはじめ、皆さんなさらなかったもので、特にそういう時間は取りませんでした。

○議長 高橋輝行君。

○11番 俗に言う、鶏と卵の例えがあるわけですけどもね、町長、委員長に聞いているんですよ、事務方には振らないルールですから。町長、鶏と卵に例えればよ、どっちが先かということですが、議会側は、今、井上総務文教委員長が言うとおりの、説明を受けながら、チェック機能の役割を果たす。若干不満ですが、議会の立場は、十分、井上委員長を中心に総務文教常任委員の皆さんは、議会側の立場は果たされたような気がします。

しかし、これ提案側はね、聞いたからということではなくて、議長、分厚い、表現うまく言えませんが、その歴史について、何も資料もない、説明もないと、どこの課ですか、これ。どこの課、ちょっと手を挙げてみて。教育長部局。教育長から辞令をもらっているんでしょう、部局が。教育長、辞令やっているわけでしょう。そこを行政委員会の長として独立したって何遍も言っているでしょう。議会のほうは今整理しましたよ。今度、当局側ですよ。提案をし、説明をし、議決をお願いをしたいと、スタイルはそうですよ。これは、私どもにも、せめて、現場に行けない方もおるかもしれない。写真とか、資料とか、歴史とか、何遍も同じこと言いますが、これ必要ですよ。これ、当局に、いわゆる教育長にも質問するルールでないからね、ただ、委員長ね、これはね、そういうことは十分とまでいかな

くても、それなりの、しておったのかなという思いから、今、突然であります、質問を申し上げて、最低こうだというようご審査された結果があるものと思っ、私は、副議長あなたも出ているわけでしょう。教育長、これ頑張っていたかなければ。

これは、委員長に対する質問は終わりですけれども、3回だから、すぐに写真と現場と内容をくれ。出してくださいよ、これ。そういうことを申し上げ、質問終わります。答弁は要りません。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第48号 川西町立玉庭小学校寄宿舎設置条例を廃止する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長寒河江 司君。

4番寒河江 司君。

(産業厚生常任委員会委員長 寒河江 司君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 産業厚生常任委員会付託議案審査報告を私からいたします。

令和4年6月1日、第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案について、審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

審査日程、議案説明のため当局より出席した者は記載のとおりであります。

付託議案、別紙議案付託表のとおりでございます。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第49号 虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)請負契約の締結について。

虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）において、車道部の下層路盤工、上層路盤工、歩道部の凍土抑制層、路盤工等について施工する旨の説明を受けた。

以上、本議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

（な し）

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第49号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）請負契約の締結について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長高橋輝行君。

11番高橋輝行君。

（予算特別委員会委員長 高橋輝行君 登壇）

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る6月1日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第44号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第1号）、議第45号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第46号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、以上4議案について、

常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された4議案は、いずれも可決すべきものと決定いたしました次第であります。

決定の状況につきましては、議第44号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第1号）、議第45号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第46号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、以上4議案につきましては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいますようお願いをいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和4年度川西町各会計補正予算4議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第44号 令和4年度川西町一般会計補正予算（第1号）、議第45号 令和4年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第46号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号 令和4年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、令和4年度川西町各会計補正予算4議案について、予算特別委員会委員長の報告は4議案とも可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご

起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議第50号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第2号)

○議長 日程第2、議第50号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第2号)、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

原田町長。

○町長 議第50号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第2号)をご提案申し上げます。

令和4年度川西町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,506万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億2,398万5,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第50号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

令和4年度川西町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条につきましては、ただいま町長から申し上げたとおりでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

なお、第1表の関係金額につきましては、別紙の資料をご覧いただきたいと思います。

左上に議第50号資料と記載してございます。令和4年度川西町一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。

1番、歳出、これは性質別に区分した補正額及び主な内容についてご説明申し上げます。

ナンバー1、人件費34万7,000円の増額でございます。これは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の職員の時間外手当の分でございます。

ナンバー2、補助費等1億2,474万5,000円の増額、このうち生産資材高騰対策支援事業、補助金として3,351万5,000円、配合飼料高騰対策支援事業、補助金として1,111万5,000円の増額、川西町くらし応援事業、委託料5,811万5,000円の増額、原油価格・物価高騰に係る事業者支援事業、補助金として2,200万円の増額でございます。

ナンバー3、物件費432万5,000円の増額、このうち住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業、委託料等で135万3,000円の増額、川西町くらし応援事業、役務費等で259万9,000円の増額。

続いて、ナンバー4、扶助費3,565万円の増額でございます。このうち福祉灯油助成事業、扶助費として300万円の増額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業、扶助費として2,310万円の増額、子育て世帯応援金事業、扶助費として955万円の増額。

歳出合計が1億6,506万7,000円の増額でございます。

2、歳入。

ナンバー1、国庫支出金1億2,393万6,000円の増額でございます。このうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が9,913万6,000円の増額、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金2,480万円の増額でございます。

ナンバー2、県支出金2,126万4,000円の増額、これは山形県地域消費喚起推進事業費補助金の増額でございます。

ナンバー3、繰入金1,986万7,000円の増額、これは財政調整基金からの繰入金でございます。

歳入合計1億6,506万7,000円の増でございます。

なお、表の下に記載してございますが、補正後の財政調整基金の残高は4億8,159万1,000円となり、令和3年度の標準財政規模に占める割合は7.2%となります。

なお、本日、追加でもう1枚資料をおつけしてございます。A4判横ですが、右上に本日の期日、説明資料（財政課）と記載してございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この交付状況及び補正予算の財源内訳の資料でございます。この資料は、さきの議会全員協議会の中で、資料の最後のページでご説明したものと一緒になりまして、右側にそれぞれ補正予算ごとの財源内訳をまとめた資料として作成したものと

でございます。参考にご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 提案説明に対する質疑を許します。

なお、本案は、予算特別委員会に付託する予定でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

11番高橋輝行君。

○11番 今、議長からあったとおり、コロナ関係が主なんですよ、提案の内容はね。前段、全協でも説明ありました。議長からあったとおり、いわゆる予算特別委員会に付託されて詳細にということになりますので、今おっしゃるとおり、相対的なことになりますけれども、これ、町長が、いつもながら乱暴な言い方をすれば、なしなしの貯金、町のね、国から来る金、ここに書かれているとおり、それから県からも来る。だけれども、やっぱりこれは原田町長の判断で、いわゆるしんなねべというものが、1,900万、約2,000万と、こういうことでしょう。そういうふうに考えていいんでしょう。

この判断、もっとあるかもしれないけれども、この額だと、2,000万だと、今回。国からはね、こう言ったとおり、復唱するまでもありませんが、るるきているわけで、3つでしょう、国から数字、復唱しませんが、県からでしょう。足りないようだからということで約2,000万、いわゆるなしなしの財政調整基金、貯金から。この額を決定するまでにはどういうプロセスを経ました。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、コロナ対策ということで、各課に情報提供をいたしまして、各課から補正予算の要求原案を提出いただき、それを査定という形で原案の作成をしております。

○議長 高橋輝行君。

○11番 町長、全くおかしい答弁だよな。というふうに私は思う。何がおかしいか。ずっとコロナ、コロナ、1弾、2弾、3弾、7弾まで来た。総額は資料にあるとおり。今まで手だてしてきて、なかなか、かゆいところとか弱いところとか、手だては国で考えていただいておりますが、今回の提案に絞りますよ。ここどうしても足りないと思ったから、2,000万財政調整基金、なしなしの貯金を崩して提案されているわけでしょう。原田町長に聞きます。それは、各課さ考えてみろって言って、それ分かりますけれども、町長というか町全体で、本町にあっては、国・県からずっと支援いただいていた、いただいていたと

いうか、世界中ですから、そこからずっといって、足りない分、1回、2回、3回、4回、5回、6回、7回目、そういうものを、いわゆる課長会とか、あるいは原田町長が名づけた経営会議、私は経営会議でなくて課長会議を経営会議って名前を変えただけでねえかっていう悪態を言っているわけですけども。そういうときに、これ、出てきたものでなくて、みんななじよだと、どこ足りないと思うと、ここだというような、作戦会議というかそういうのはしないの。

○議長 原田町長。

○町長 今回の国の補正につきましては……

○11番 しないのっていうの、町の話してるの。

○町長 町の話もさせていただきます。

国から示された交付金に合わせまして、坂野課長からありましたように、各課の今の町民の生活、また、原油高騰、物価高、こういったものに対して措置しなければならない、事業を起こさなければいけない内容は提案を求めました。

さらに、その提案を基にしながら、コロナ対策会議をさせていただきまして、その中で、感染対策と併せて経済対策、生活対策ということで会議を起こして原案を取りまとめたところでございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 町民から選ばれた町長原田俊二さんですよ。私どもも、私たちだけで13人いるわけだから、14人、定数は、町民から選ばれた、こういうことですよ。私、様々なやり方がありますよ、これ、町民から選ばれた原田俊二さんのやり方、また違う方が町長になれば、違うやり方、あると思うんです。ただ、今、原田俊二さんが町長だから、原田俊二さんの考え方ですよ。そこらの草刈りした父ちゃんに、なんて失礼ですけども、聞いたって何ともなんねえわけだと。権利も権限もないわけだから。町長でしょう。そのときに、ちょっと国でこういう手だてしてくれている、権利もしているけれども、いや、ここの分ちょっと上積みしてしんなねかなと、ここ弱いんでねえかなと。国ではこうと言うけれども、ここにまた足してやんないねえかなというような会議をされているものという前提に立って聞いているわけ。ところが、それが伝わってこない。これではいけませんよ、これ。僕はそう思いますよ。今後、やっぱりピーっとくる、我々もこれ選挙で戦って勝ってきて、だてや酔狂でここにいるわけじゃないですよ、これ。町民の代表、テレビも入っていますよ。傍聴者はいなくても。最近ネットですばい見ている人います。レベルの高い議論をお互いにしようという、

パフォーマンスでねえけど真剣に、そのときに、今のことをこれネットで見ても傍聴者いても戦略がないと。国からもらったものを配る。ちょっと足りないようだから2,000万配ったということにしか原田さん聞こえませんかよ、これ。何やっているんですか、というふうに町民は思うと思うよ。それを代弁しているの、私。

だから、まず提案された内容ですけれども、そういうものは何回聞いても出てこないようだから、財政課長があ程度の答弁なんだもの。そして、町長に振れば、その程度の答弁なんだもの。これではいけませんよ、これ。僕は思います。どうかひとつ、もう少し戦略、本来の経営会議、課長会議は課長会議、戦略会議は戦略会議、真剣に時間をつくって、そして町民のためにやっていただくことを希望して質問を終わります。詳細は分科会で差し上げます。答弁要りません。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

---

◎議案の委員会付託

○議長 日程第3、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

川西町議会会議規則第39条第1項及び川西町議会運用例第5章第4項の規定に基づき、議第50号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第2号)を、内容審査のため、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻は、口頭をもってお知らせいたします。

(午前10時59分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時40分)

---

◎付託議案の審査報告について

○議長 日程第4、付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当議案については、本日の本会議において、予算特別委員会に審査を付託いたしましたものがありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長高橋輝行君。

(予算特別委員会委員長 高橋輝行君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

本日6月15日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第50号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第2号)について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等の職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、先ほど開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された本案件は全員一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分に検討の上、この実現に向けて、しかるべくお取り計らいますようお願いをいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力いただきましてありがとうございました。

これをもって予算特別委員会の報告を終わります。誠にありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第50号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第2号)につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第50号 令和4年度川西町一般会計補正予算(第2号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎発議第6号 議員の派遣について

○議長 日程第5、発議第6号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、橋本欣一君。

9番橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 発議第6号 議員の派遣について。私からご説明申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年6月15日提出。

提出者及び賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

朗読をもってご提案申し上げます。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1、川西町議会意見交換会。

1番の目的として、町民の多様な意見の把握、町民の町政参加を推進するため意見交換会を開催し、広聴広報活動の充実に努める。

2、派遣場所につきましては、犬川、玉庭、東沢、吉島、各地区交流センターでございます。

3、期間につきましては、令和4年8月22日及び23日でございます。

4、派遣議員につきましては、議員全員でございます。

以上、提案とさせていただきます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎請願第2号 町道岡之在家高橋線歩道及び歩行空間の改善についての請願

○議長 日程第6、請願の審査報告を行います。

請願第2号 町道岡之在家高橋線歩道及び歩行空間の改善についての請願。

本請願は、本定例会において産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長寒河江 司君。

4番寒河江 司君。

(産業厚生常任委員会委員長 寒河江 司君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 請願第2号、請願審査報告。

令和4年第2回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第2号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願につきましては、去る6月8日に議場において、委員6名の出席と地域整備課長ほか関係職員の出席を得て、現地調査を踏まえ、慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、町道岡之在家高橋線について、歩道が非常に狭く、一部の区間しか歩道がないため、歩道のない区間は、車道、路肩を通行するしかなく、安全であるとは言えないことから、車両も歩行者も安全に通行できるよう、歩行空間の早期改善を求める趣旨のものであり

ます。

審査に対し、委員からは、歩道の一部のり面の欠落などや電力柱などによる歩行への支障、官地と民地との境界確認の不備など、道路管理者として維持管理に万全を期すように、また、学校側でも通学路の安全確保等、通学路の在り方について検討するようにとの意見が出されました。いずれにしても、安全に通行できるよう対処すべきであるとの意見が集約されました。

採択の結果、本委員会といたしまして、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第2号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

11番高橋輝行君。

○11番 これは、私も所管の委員で、現場も見て可としたので、若干の質問、するのもおかしいんですけども、手を挙げざるを得ない理由を申し上げます。

この請願書は、井上晃一議員が紹介議員として原田町長に申し上げたい。原田さん、井上晃一議員が議会側に出されたものですが、紹介議員として出されたものです。

都市計画道路関係はまた別にありますけれども、通学路、今まで何回も何回も出された内容だそうです。公民館から出す、自治会から出す、ここを出す。原田さん、今5期目、4期掛ける4年で16年、2年終わって18年、全然進んでいない、18か月でない18年よ。そういうような内容なんです。一緒に見ようということで、何回も申し上げますが、井上晃一議員の地元ということだけでなく、小松小学校の、一番の学校の通学路、危ない、そういう内容の報告、所管でありますけれども、私も改めて教育長部局からも出てもらいましたよね。教育長に出てほしかったけれども、会議で出られないということで担当課長が出ましたけれども。

こういうような内容は、これ、議会で請願を採択したということだけでなく、これは委員長に対する質問になりますけれども、町長ね、ここはやっていただきたいというより、やって終わるべき内容なんです。役場を建てる30億の事業は配られているけれども、命に関わる内容をできないという、そういう現場でした。委員長、これはひとつ、さらに、私も含め所管の委員会になりますけれども、そういう中でのっかりしながら、あしたにもしんなねえということに感じてきたわけでありましてけれども、改めて委員長からご答弁いただきたい。

○議長 寒河江委員長。

○産業厚生常任委員会委員長 高橋議員のおっしゃるとおりでありますので、現場見ました。非常にお粗末でありまして、路肩が崩れている、そこが歩けない、車道と歩道の縁石のブロックが制限の高さ以下であったり、電柱が邪魔で、電柱の脇を横向きになって擦り抜けなきゃいけない、そんなところ、私たちが視察したら、子供たちが帰って来るところだったんです。やっぱり、歩道でなくて車道を歩いて帰らなきゃいけない、まさしくひどい状況をまざまざと見てきました。これは、ぜひとも町当局で早急に、早急なんていうものでなく、あしたにでもかかっていたきたいなぐらいの気持ちで帰ってきたところであります。どうぞ、私からもそれはお願いをして答弁とさせていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 重ねて、今の答弁で十分なんですけれども、委員長ね、重ねてお尋ね申し上げ終わりたいと思うんですけれども、町長ね、この官地と民地のところ、テレビも入っていますからどこって具体的に言いませんけれども、官地と民地の境、これすらも確定していないと。担当課、地域整備課、分からないというんですよ。歩道を除雪もできない、井上晃一議員にも聞いたら、歩道を除雪できないので、地域の人がボランティアで、原田さん、地域の人がボランティアで冬やっているというんですよ。そんな状況が小松のど真ん中にあるってびっくりしますよ、俺。何が安全・安心な町なんですか、原田町長、何一つやっていないというような状況をつぶさに見たので、私は大きな声で、じゃみでるわけじゃなくて地声が大きいんですけれどもね、そういうことだったでしょう、委員長。何一つやっていないという、何が安全・安心ですかと、こういうふうに申し上げざるを得ない現場だと、こういうこと確認してきたでしょう。どうでした、委員長。ですから私も行ったんですけれども。手を挙げ、声を張り上げなければ、大きい声を出せばできるという問題ではないけれども、やっていただかなければならないし、こんなこと言わねたって、しんなねどこだと、よくぞ小松地区の都市計画税を、私、中郡ですけれども、郡部のほうは都市計画税というような、納めていないわけですが、ざっと3,000万の、10年で3億でしょう。その金をここに使われるか使わねか別として、原田町長、どこ見ているんですか。毎日通学しているんですよ、小学生は、ランドセルしょって。あなたの言う安全・安心、役場建ててバラ色、そんなことあるわけないでしょう。まずやってくださいよ。というふうに感じたわけですが、どうですか、委員長。質問やめますけれども、お答えください。

○議長 寒河江委員長。

○産業厚生常任委員会委員長 まさしくそのとおりでありますので、早く予算化して、まず安

心なまちづくり、住みよい、子供たちが安心して通学できる道路にさせていただきたいというふうにあります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 駄目押しでもう一つ、町長、中郡の美郷幼稚園、我田引水のことを申し上げるんでないんですよ。小林課長、私と伊藤 進議員、中郡ですから、美郷幼稚園の保護者会長堀内君に現場に呼ばれました。行きました。全部は、この1か月もならないんですよ、ブロック塀、今回の予算、予算つけていただけました。なぜ小林課長のところの、どこか、すぐ現場百何万からの安全・安心の分の予算がついて、今のようなことが何でつかないんですか、地域整備課、億単位の金あるんでしょう。奥村課長、あなた予算の取り方下手なのか。小林君は優秀なのか。そんなことも、おかしいですよ。以上です。答弁要りません。やってくださいということです。注意いただける前にやめます。どうぞ(笑)。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第2号 町道岡之在家高橋線歩道及び歩行空間の改善についての請願、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎発議第7号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第7、発議第7号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって、令和4年第2回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 3時04分)